

ひまわり通信 NO1512 号

一般社団法人 ひまわり相続相談室



相続士・家族信託コーディネーター 酒井俊雄
日本相続士協会登録 551003
一社) 家族信託普及協会員

平成 30 年 1 月 10 日

明けましておめでとうございます。

家族信託のことを研究して、瞬く間に 1 年余が過ぎました。昨年は NHK で紹介されたりして認知度が増してきております。我々も昨年 1 件信託契約を行いました。ある信託銀行は専門家あての研修会を積極的に展開しています。東京・大阪・名古屋とさすがにメガバンクです。間もなく地方銀行でも口座開設が可能となるでしょう。認知度が高まるにつれ、稚拙な契約書が出回ります。私たちは公正証書にして、初めて契約が成立するのです。安易な一夜漬けのような契約書では、問題が生じます。しかしながら高齢化社会の現在、ニーズは高まるばかりです。

会社員増税・あなたの負担は？

所得税改革は給与所得控除を一律 10 万円減らし、控除額の上限も 220 万円から 195 万円に下げるのが柱。基礎控除は一律 10 万円上乘せするが、年間所得が 2400 万円を超えると控除額を段階的に減らしていき、2500 万円を超えたところでゼロにする。負担が増えるのは年収 850 万円超の会社員世帯だ。例えば 1000 万円では年 4.5 万円、およそ 1200 万～2000 万円では 6.5 万円の負担増。3000 万円なら 31 万円に跳ね上がる。

子育て世代や介護世帯は対象外。ただし年金収入が 1000 万超か、年金以外の所得が 1000 万を超える高齢者は増税になる。増税対象者は給与所得者の 4% 程度にあたる 230 万人。高齢者では年金以外の所得が 1000 万以上を超える 20 万人。

待ち受ける個人への増税

- 2018 年 1 月 配偶者控除見直し
- 10 月 紙巻きたばこ 1 円増税
(4 年かけ 3 円増税)
- 2019 年 1 月 国際観光旅客税 1 人
1000 円を徴収
- 春～夏 統一地方選・参院選
- 10 月 消費税率が 8% から
10% に
- 2020 年 1 月 所得増税実施
- 7 月 東京五輪開催
- 10 月 ワインや第三のビールを
増税
- 2024 年 4 月 森林環境税を導入

毎年 1 月は法定調書の提出です。(給支払者・地代・家賃の支払者)

又、償却資産税の申告です。(アパマンションのオーナー様は外構工事について申告しなければなりません)

当方の会員様には電子申告で対応しております。

++++++++
そろそろ確定申告の準備してください。
土地の譲渡や新規のアパマンションの建設は早い目に連絡ください。

一般社団法人 ひまわり相続相談室

Tel/fax 075-802-0215